

OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER



目次

【外為法、経済安全保障推進法】

1

経済安全保障関連法制度の近況

— 外為法対内直接投資等及び経済安全保障推進法を中心に —

福富 友美

【金融商品取引法、金融商品取引法施行令及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令】

2

大量保有報告制度の改正

— 2026年5月1日に向けた準備、できていますか? —

久保寺 浩己

【インドネシア法】

3

インドネシア企業規制アップデート2026: 新たな行政規制とコンプライアンス手続

逢見 昂平・Julius Singara (Maramis Purba Santi Singara法律事務所)・
Amanda Christie (Maramis Purba Santi Singara法律事務所)

【香港 民事訴訟法】

4

香港における民事判決の強制執行措置

錢 家傑

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【外為法、経済安全保障推進法】

経済安全保障関連法 制度の近況

— 外為法対内直接投資等及び経済 安全保障推進法を中心に —



大江橋法律事務所 弁護士
福富 友美

▶ PROFILE

tomomi.fukutomi@ohebashiri.com

第1 はじめに

国際情勢や社会経済構造の複雑化に伴い、各国が経済安全保障に関する関心を高めている中、我が国では、今年に入り、経済安全保障と関連を有する法制度に関し、2つの提言がなされております。一つは、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)の対内直接投資審査制度に関する、2026年1月7日の関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会による対内直接投資審査制度等のあり方についての答申(以下、「外為審答申」といいます。)であり、もう一つは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下、「経済安全保障推進法」といいます。)に関する、2026年1月30日の経済安全保障法制に関する有識者会議の提言(以下、「有識者提言」といいます。)です。いずれも、日本企業の皆様にも適用可能性がある法律であるとともに、経済安全保障に関する法制に関する昨今の政府の考え方を検討する上で参考になるものと思われまますので、以下ではそれぞれの概要や実務への影響について、ごく簡単ですがご紹介いたします。

第2 外為法対内直接投資制度に 関する見直しの方向性の要点

外為法は、対外取引の自由を原則としつつ、それに対し必要最小限の管理又は調整を行うことで、対外取引の正常な発

展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すこと等を目的としています^{注)1}。外為審答申においても、健全な対内直接投資と経済安全保障の双方の確保は外為法の本旨であるとした上で、令和元年の外為法改正から5年を経過したことを受けて、これまでの施行状況や安全保障等の環境変化を踏まえた対内直接投資審査制度の見直しを行うことが必要とされ^{注)2}、以下の見直しを提案しています。また、2026年3月17日に、外為法の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会に提出されました^{注)3}。最新の改正案についてはこちらもご参照ください。

1 メリハリのある事前届出制度の実現

(1) 役員選任議案に関する同意における再任事案の原則・

届出不要化

現行制度では、役員選任議案に関する同意の事前届出は、同一役員を再任する場合も一律必要であり、これが事前届出件数の増加の一因となっていることが外為審答申でも指摘されております。外為審答申においては、属性や事情に実質変更がない場合は事前届出を不要とすべきと指摘されております^{注)4}。

注)1 外為法第1条。

注)2 外為審提言「I. 基本的な考え方」:

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/report/20260107_bessi.pdf

注)3 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/index.html

注)4 前掲・外為審提言「II. 具体的措置」(1)ア。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2) 「情報通信技術関連業種」の合理化

また、現行制度では、事前届出が必要となる業種(以下「事前届出業種」といいます。)のうち、ソフトウェア業や情報処理サービス業の範囲が広汎であり、これも事前届出件数の増加の一因となっていることが指摘されております。外為審答申においては、サイバーセキュリティの観点から真に必要な範囲へ限定することが指摘されており注)5、サイバーセキュリティの観点で相対的に重要性が低いソフトウェア業や情報処理サービス業について、事前届出業種の合理化が行われる可能性があります。

上記(1)や(2)のような合理化により、外国投資家の方にとっては、事前届出の事務的な負担が軽減することが期待されます。

(3) 重要な技術や情報を保有している本邦企業への投資への対処

一方で、外為審答申では、重要な「技術」や「情報」を保有している本邦企業への投資が事前届出の対象となっているか検討するべき、ともされており注)6、本邦企業の皆様が保有する技術やデータの性質や内容に着目して、事前届出業種が見直される可能性を示唆しております。今後の事前届出業種の見直しの動静については、引き続き注意が必要と思われます。

2 リスク軽減措置の明確化

現行制度では、事前届出がなされた対内直接投資等が国の安全、公の秩序の維持、公衆の安全の確保を損なうおそれがある場合には、外国投資家と審査当局が合意した上で、そのようなおそれを低減するための措置(いわゆる「リスク軽減措置」)が採られる場合があります。このリスク軽減措置は、実務的には、事前届出書の「届出事項」の一部に記載されておりますが、外為審答申では、このようなリスク軽減措置について、予見可能性を確保しつつその確実な実施を確保するた

め、関連する手続を明確化する必要がある、と指摘されております注)7。今後は、リスク軽減措置の法的位置付け、手続、審査当局の権限などが明確化されていく可能性があります。従前の事前届出において、リスク軽減措置を利用されたことのある外国投資家の方は、今後のリスク軽減措置の手続等に変更が生じ得る点に注意が必要です。

3 最終親会社の変更(いわゆる「間接取得」)

現行制度上、事前届出の届出者の最終親会社等は「届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」として審査における考慮要素となっておりますが注)8、外為法における対内直接投資等は、本邦企業の株式の直接の取得が対象となっております注)9、最終親会社等の変更は事前届出や審査の対象となっておりません。そのため、外為審答申においては、本邦企業の議決権等を保有する外国法人等(直接保有者)を、事後的に別の外国投資家(間接取得者)が買収すること等により支配することを通じて、本邦企業の議決権等を外国投資家が間接的に取得するような場合について、事前届出を求める等の対応が必要と指摘しております注)10。また、外為審答申は、実効性確保の観点から、直接保有者には親会社変更時の事後報告を求めたり、必要に応じて直接保有者を名宛人として、審査当局が必要な措置を命じたりできることとすることが適当とも指摘しております注)11。この提案は、本邦企業の皆様が直接影響を受ける可能性は高くありませんが、特に外国投資家の皆様においては、今後は日本国外での取引であっても、間接的に本邦企業を買収するような案件では、外為法投資

注)5 前掲・外為審提言「II. 具体的措置」(1)(イ)。

注)6 前掲・外為審提言「II. 具体的措置」1.(1)(ウ)。

注)7 前掲・外為審提言「II. 具体的措置」1.(2)。

注)8 「届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」は、外為法に基づく対内直接投資等の事前届出書においても記載が必要な事項となっております。

注)9 外為法26条2項1号～4号ご参照。

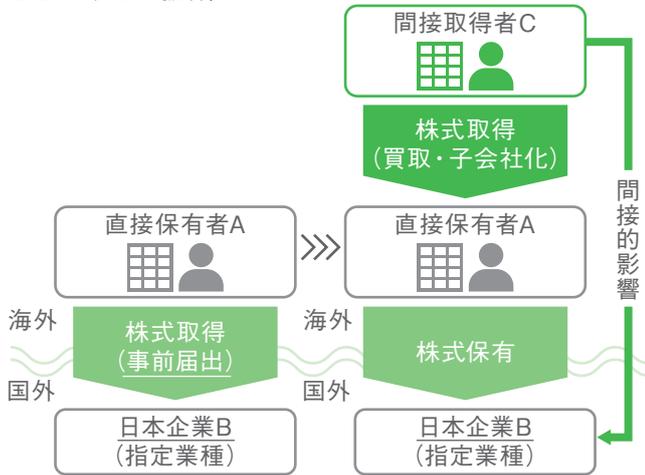
注)10 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」1.(3)。

注)11 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」1.(3)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審査制度の適用の可否を検討する必要が出てくる点に注意が必要と思われます。

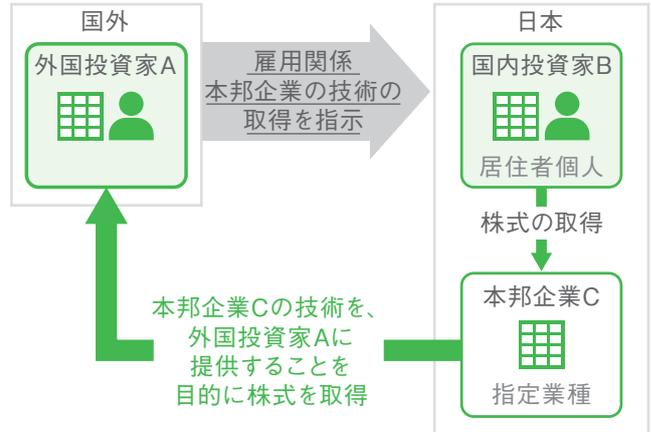
【間接取得のイメージ】（外為審第64回外国為替等分科会資料2-2の7頁より抜粋）



4 「みなし外国投資家」の規律の見直し

この点は、本邦企業の皆様に影響がある場面は多くないと考えておりますが、外国投資家とみなされる投資主体（いわゆる「みなし外国投資家」）に関する提言となります。具体的には、外国投資家でない者による投資行為であっても、外国政府等の支配・影響等を受けて外国投資家と実質一体となったものについては、本来外国投資家でないものであっても外国投資家とみなし、事前届出の対象とすることが検討されています^{注12}。現行制度においても、みなし外国投資家に関する規定はありますが^{注13}、外為審答申では、この規定の潜脱を防止するために、外国投資家とみなされるべき場合を具体的に指摘しております^{注14}。

【外国政府等の支配・影響下にある投資のイメージ】（外為審第66回外国為替等分科会資料2-2の4頁より抜粋）



5 非指定業種への“事後対応”

さらに、事前届出を要しない業種への対内直接投資等については、現行制度では、株式・議決権取得比率が10%以上となる場合に事後報告を求めているのみですが^{注15}、外為審答申では、典型的に特にリスクの高い外国投資家（事前届出免除制度を利用できない外国投資家）による10%以上の株式・議決権の取得等があった場合であって、情勢変化により我が国の安全に係るリスクが顕在化したときは、当該外国投資家に対する報告徴求を求めたり、報告に基づき当該投資が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいと認められる場合には、事前届出に係る審査と同様、リスク軽減措置や株式の処分等の必要な措置の勧告・命令ができることとするのが適当である、とされています^{注16}。この点も、本邦企業の皆様への影響は想定的には大きくないのではないかと考えますが、事前届出免除制度を利用できない外国投資家の方にとっては、将来的に、非指定業種に対する投資であっても、事後的に審査当局からの措置を受ける可能性があります。

注12 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」2(1)。

注13 外為法第27条第14項。

注14 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」2(1)。

注15 外為法55条の5、対内直接投資等に関する政令第6条の3、対内直接投資等に関する命令第6条の2。

注16 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」2(2)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

6 その他

上記のほかにも、外為審答申においては、執行体制の強化や、制度の透明性向上のために外国投資家や投資を受ける発行会社等向けの制度運用の方針や解釈の明確化・執行状況等に係る積極的な情報発信の拡充等が指摘されています^{注)17}。外国投資家や投資を受ける本邦企業の皆様からすれば、対内直接投資等の制度や実務に関する一層の情報発信が望まれるところです。

第3 経済安全保障推進法に関する見直しの方向性の要点

1 物資に不可欠な「役務」の支援・確保

経済安全保障推進法では、特定重要物資の安定的な供給の確保のための本邦企業への支援などが行われておりますが^{注)18}、現行制度では、主に物資の確保が念頭に置かれております。これに対し、有識者提言では、物資に加え、その物資の機能発揮に不可欠な「役務」（例えば光海底ケーブルの敷設等）を支援・確保の対象に含めるべきと指摘されています^{注)19}。有識者提言で想定されている役務は限定的であり、現時点で本邦企業の皆様に広く影響があるものではないと考えられますが、特定重要物資に関する支援の対象の拡大については、今後の更なる改正も含めて引き続き注視が必要と思われます。

^{注)17} 前掲2・外為審提言「Ⅱ.具体的措置」3。

^{注)18} 経済安全保障推進法第44条。

^{注)19} 経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障の更なる進展に向けた提言」(2026年1月30日)Ⅲ2(1):https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r8_dai15/teigen.pdf

2 特定重要物資の安定供給確保「支障のおそれ」段階での関係者への働きかけ

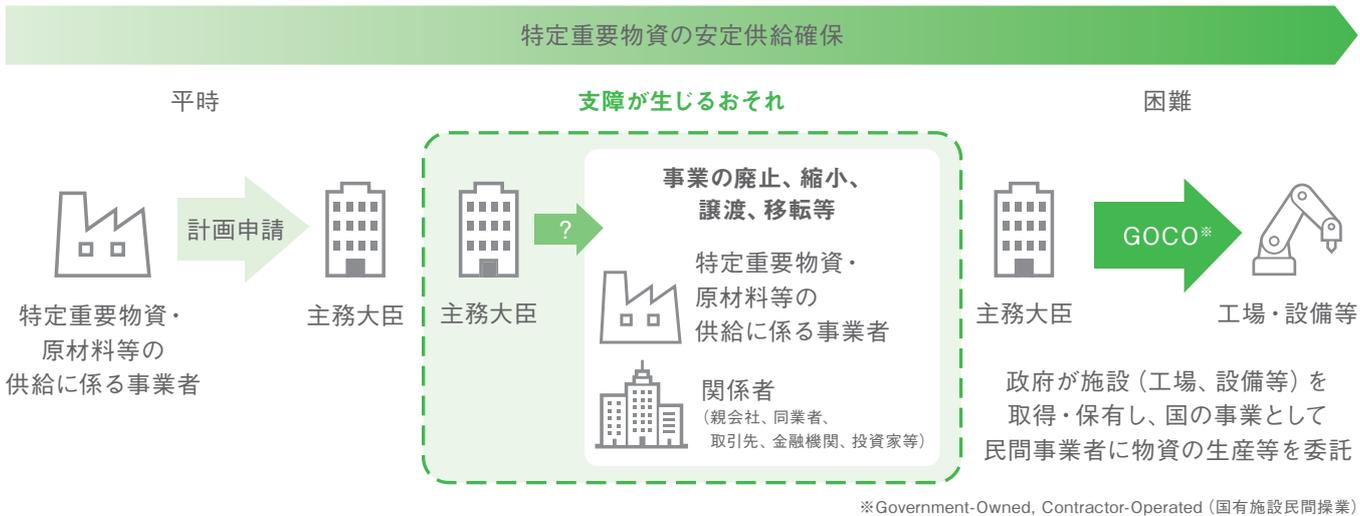
特定重要物資については、懸念国による買収危機も指摘される中^{注)20}、有識者提言では、特定重要物資の安定供給確保が困難な事態に至る前段階から、主務大臣による積極的な民間事業者の状況把握や、制度の趣旨を逸脱しない範囲での民間事業者への働きかけを行えることを明記するとともに、関係者（サプライチェーン上の他事業者、金融機関、投資家、業界団体等）が相互に連携し、協力するよう努めるものとする旨を法律上明記すべきと提案されています^{注)21}。あくまで制度の趣旨を逸脱しない範囲とあり、実際に主務大臣による権限行使は例外的な場合ではないかと思われませんが、理論的には、特定重要物資の主務大臣が、関係者に対し情報提供を呼び掛けたり働きかけを行ったりすることが可能となる点にはご留意いただくと宜しいかと思います。

^{注)20} 経済安全保障法制に関する有識者会議第13回資料1、7頁：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai13/shiryo1.pdf#teigen.pdf

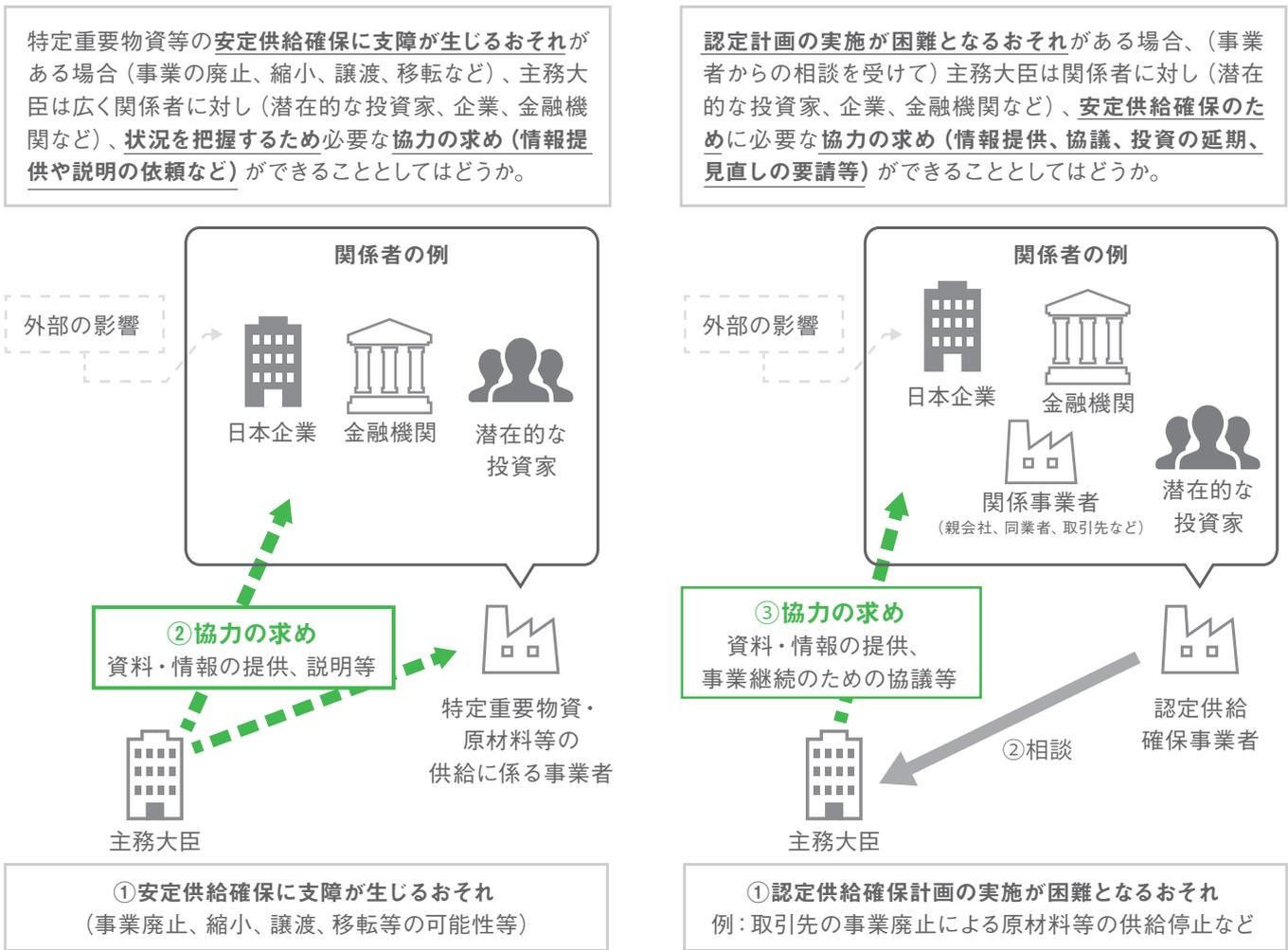
^{注)21} 前掲16、Ⅲ2(2)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合のイメージ】（経済安全保障法制に関する有識者会議第13回資料1の7頁より抜粋）



【主務大臣からの情報収集や働きかけのイメージ】（経済安全保障法制に関する有識者会議第13回資料1の9頁より抜粋）



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 基幹インフラへの「医療」分野の追加及び制度運用の改善

経済安全保障推進法のいわゆる基幹インフラ制度では、現在15分野・257事業者が特定社会基盤事業者として指定されています^{注)22}。有識者提言では、これらに加え、医療DXの普及・浸透に伴い、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DXに関連する業務（電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス及びオンライン資格確認等システムなど）に支障が生じた場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に影響するおそれがあるとして、新たに医療分野、特に、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構や個別の病院等を特定社会基盤事業者として指定することなどが提案されています^{注)23}。将来的に、医療DXベンダーや個別の病院が、特定社会基盤事業者として指定され、重要設備の導入等における審査が求められる可能性がある点に留意が必要です。

併せて、有識者提言では、これまでの特定社会基盤事業者による事前届出・審査実績を踏まえ、制度運用の改善も提案されています^{注)24}。

4 重要海外事業の展開支援スキーム

さらに、有識者提言では、我が国の自律性・不可欠性の確保につながる重要海外事業（国際的な輸送網の強靱化、国際的な連携の強化、我が国の重要技術の海外展開など）について、政府指針の下、企業が実施計画を作成し、関係省庁が連携して経済安全保障上の重要性を判断し、従前の出融資や補助金のみならず、JBIC等を活用した、劣後出資等

のより強力なリスクテイクを可能とする枠組みが提案されています^{注)25}。本邦企業の海外事業に向けて、将来的に政府からの支援の幅が広がることが期待されます。

5 総合的シンクタンクの設立

有識者提言では、国際情勢の変化に伴い経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、様々な課題に対し、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を総合的に結集して対応することが重要となっており、適切な政策立案のためには、平時からの継続的な分析を基礎としつつ、状況に応じた機動的かつ専門的な調査研究を行う総合的な経済安全保障シンクタンク機能を、継続的な取組となるよう法的に位置付ける形で構築することが必要、とされています^{注)26}。具体的には、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）内にシンクタンク機能を設けることが提案されています^{注)27}。このような構想自体は本邦企業の皆様に直ちに直接的な影響があるものではないものの、このシンクタンクは産業界からの人材受け入れも想定されているようであり、民間人材がシンクタンクで経験を積むことで、経済安全保障に関し知見を有する人材を育成・獲得できるといった側面もあり得ると考えられます。

6 官民協議会

この提言は、政府が、これまでも実施していた、個別のサプライチェーンの途絶等が顕在化した際の関係企業との対話・連携について、法定の枠組みとして情報の取扱いを定めることで、政府側から民間企業等に対し、幅広い情報を提供することを可能とすることを基本的なコンセプトとして

注)22 前掲16、IV1。

注)23 前掲16、IV2(2)。

注)24 前掲16、IV3。

注)25 前掲16、V2。

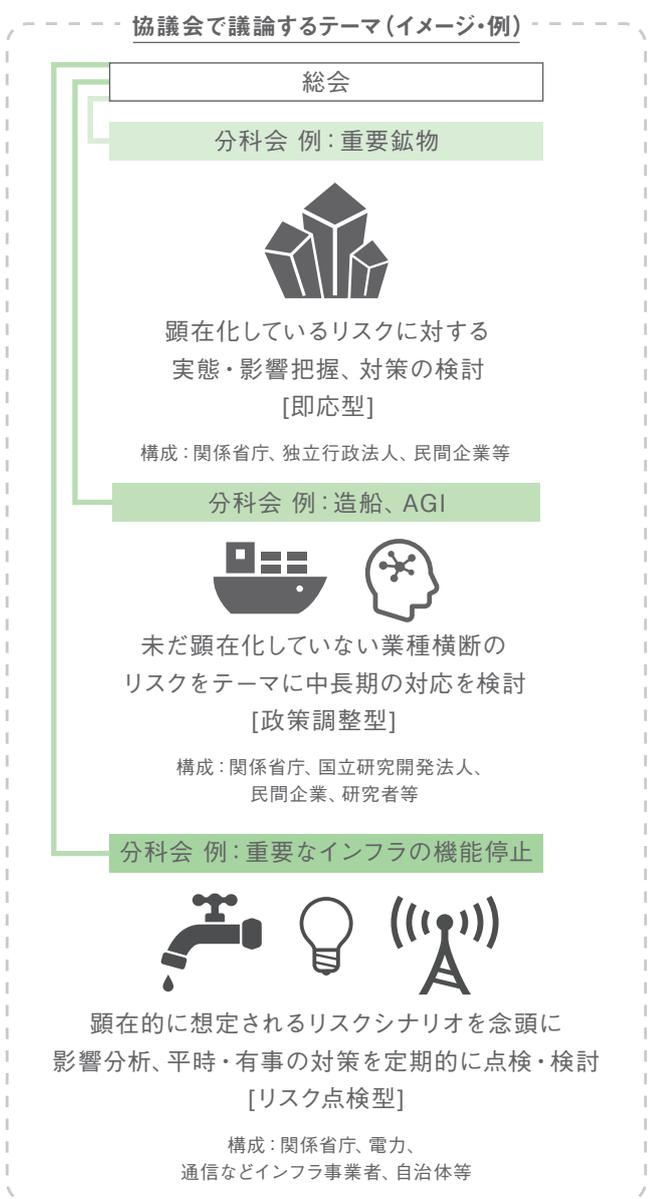
注)26 前掲16、VII1。

注)27 前掲16、VII2。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

おります注)28。新たな点として、「法定の枠組みとして情報の取扱いを定める」とあるとおり、官民協議会への参加者に対する守秘義務を法定化することで、政府からの情報提供や関係事業者からの情報提供が行われやすくなることが期待されると考えられます。

【官民協議会での議題のイメージ】（経済安全保障法制に関する有識者会議第13回資料1の36頁より抜粋）



第4 その他の経済安全保障に関連する法令・ガイドライン等

上記にご紹介したもののほか、外国人による土地取得に関して、外国人の土地取得を直接規制するものではありませんが、2022年に施行された、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（いわゆる「重要土地等調査法」）があり、一定の区域に対する土地取得状況に関する政府の調査権限などが定められております注)29。重要土地等調査法については、施行後5年を経過した場合における見直しが可能な付則が定められているため注)30、今後の検討・見直しの動向が注目されます。

さらに、法令ではないものについても、公正取引委員会・経済産業省・国土交通省は、2025年11月20日に「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」を注)31、経済産業省は、2026年1月23日に「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」をそれぞれ公表しており注)32、経済安全保障の文脈で検討される分野は広がりを見せております。

注)28 前掲16、Ⅷ1。

注)29 重要土地等調査法の概要については、内閣府「重要土地等調査法の概要」：<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/>

注)30 重要土地等調査法付則第2条では、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされております。

注)31 公正取引委員会・経済産業省・国土交通省「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」(2025年11月20日)：<https://www.meti.go.jp/press/2025/11/20251120001/20251120001-2.pdf>

注)32 経済産業省「経済安全保障経営ガイドライン(第1版)」(2026年1月23日)：<https://www.meti.go.jp/press/2025/01/20260123004/20260123004-1r.pdf>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 終わりに

以上ご紹介したように、近年は、外為法や経済安全保障推進法といった経済安全保障と関わりの深い法制度の見直しが検討されており、これらの見直しは、今後の改正動向を含めて引き続き注視が必要と思われます。

加えて、独占禁止法やガバナンスといった分野においても、経済安全保障の観点からの検討がなされております。このような検討は、既存の各種法制度の考え方自体を改めるものというよりは、経済安全保障といわれる価値観を、既存の法制度の本来の法益や目的との関係でどのように解釈していくかに関し、考え方を整理したり示したりするものという意味合いがあるのではないかと思われ、本邦企業の皆様が各種法制度を経済安全保障の文脈で検討される際の参考になるのではないかと考えられます。今後も経済安全保障と他の法制度との関わりが問題となる場面は出てくるように思われますので、引き続き類似のガイドラインなどの公表などは注目されるところです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【金融商品取引法、金融商品取引法施行令及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令】

大量保有報告制度の改正

— 2026年5月1日に向けた準備、
できていますか？ —

大江橋法律事務所 弁護士
久保寺 浩己

▶ PROFILE

hiroki.kubodera@ohebash.com

第1 はじめに

2024年5月22日に公布された金融商品取引法(以下「法」といいます。)及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(以下「本法」といいます。)、並びに2025年7月4日に公布された金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)の改正を踏まえて、大量保有報告制度がおよそ19年ぶりに大きく変わります。

今回の改正により、第5で後述のとおり、金融商品取引所に上場されている株券等を取り扱われている皆様におかれましては、株券等の取得や処分を行っていない場合であっても、2026年5月13日までに大量保有報告書又は変更報告書を提出しなければならない可能性がございます。そこで、本稿では、現行の大量保有報告制度をおさらいした上で、同制度がどのように変わるのかについて、主要な点を解説いたします。

せん(法27条の23第1項、府令2条1項)。ここでいう大量保有者には、自己又は他人の名義をもって株券等を所有する者や、議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する者であって、発行者の事業活動を支配する目的を有する者等が含まれます(法27条の23第3項)。

また、大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となった日の後に、株券等保有割合が1%以上増加又は減少した場合や、大量保有報告書に記載すべき重要な事項に変更があった場合には、その日から5営業日以内に、変更報告書を作成し、管轄財務局長等に提出しなければなりません(法27条の25第1項、府令8条1項)。

他方で、日常的に反復継続して株券等の売買を行う金融商品取引業者等については、事務負担の軽減の観点から、大量保有報告書及び変更報告書(以下「大量保有報告書等」といいます。)の提出頻度や期限を緩和する特例報告制度が設けられています(法27条の26)。

第2 現行の大量保有報告制度

1 大量保有報告制度の概要

金融商品取引所に上場されている株券等の保有者で株券等保有割合が5%を超える者(以下「大量保有者」といいます。)は、大量保有者となった日から5営業日以内に、大量保有報告書を作成し、管轄財務局長等に提出しなければなりません。

2 共同保有者とは

大量保有報告制度における株券等保有割合の計算においては、株券等の保有者の保有株券等の数と、当該保有者と一定の関係性にある共同保有者の保有株券等の数を合算して計算することが要求されています(法27条の23第4項)。

したがって、大量保有報告制度を凶にすると、以下のようなイメージとなります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

《大量保有報告書等の主な提出事由》

【共同保有者がいない場合】

株券等の所有者A

提出事由

- ①大量保有報告書
 - ・Aの株券等の保有割合が5%超となった場合
- ②変更の報告書
 - ・Aの株券等の保有割合が1%以上増減した場合

【共同保有者がいる場合】

株券等の所有者A

+

共同所有者B

提出事由

- ①大量保有報告書
 - ・AとBの株券等の保有割合が5%超となった場合
- ②変更の報告書
 - ・A、BまたはAとBの株券等の保有割合が1%以上増減した場合

大量保有報告書等の提出(提出事由が生じた日から5日以内に提出する義務あり)

※澤村泰行＝佐藤梨雅「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について」旬刊商事法務2374号(2024年)25頁より抜粋。

ここでいう共同保有者には、実質的基準(法27条の23第5項)に従い判断される実質共同保有者と、形式的基準(法27条の23第6項、令14条の7)に従い判断されるみなし共同保有者のいずれもが含まれます。

実質的基準は合意の有無に着目した基準であり、実質共同保有者とは、株券等の所有者Xが、他の保有者Yと共同して当該株券等を取得若しくは譲渡した場合、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意(以下「株主権共同行使の合意」といいます。)をした場合における保有者Yを意味します(法27条の23第5項)。この合意は、書面によるものに限定されず、口頭による合意も含まれると解されています^{注1}。

他方で、形式的基準は関係性に着目した基準であり、株券等の所有者Xと他の保有者Yとの間に一定の関係性がある場合、両者は合意の有無にかかわらずみなし共同保有者に該当することとなります。

注1 金融庁「株券等の大量保有報告に関するQ&A」(2025年5月1日)(以下「Q&A」といいます。)問21。

注2 法人に対する両罰規定もあります(法207条1項2号)。

注3 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」による2023年12月25日付報告(以下「TOB・大最保有報告制度WG報告」といいます。)14頁。

③ 大量保有報告書等の提出義務違反に対する制裁

大量保有報告制度の実効性を確保するために、法では課徴金と刑事罰が規定されています。

具体的には、①法の定める義務に違反して大量保有報告書等を提出しない場合、及び②重要な事項につき虚偽の記載がある、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有報告書等を提出した場合、当該提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者の時価総額の10万分の1の額の課徴金が課されることとなります(法172条の7、172条の8)。

加えて、かかる違反については、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金が科される、又はこれが併科されることとなります(法197条の2第5号、6号)^{注2}。

もっとも、2023年以前は、これらの規定に基づく摘発事例が少なく、大量保有報告制度の実効性が確保されていないとの指摘がされていました^{注3}。

しかし、証券取引等監視委員会は、2024年6月に株式会社三ツ星の株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

報告書の虚偽記載事案に対して課徴金納付命令勧告を行っており、同年9月にも株式会社サカイホールディングスの株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載事案に対して課徴金納付命令勧告を行っています^{注4}。

したがって、大量保有報告制度の規律を遵守することの重要性は、近年、より高まってきているといえます。

以上のような現況を前提に、以下では、2026年5月1日から大量保有報告制度がどのように変わるのかについて、主要な点に絞って解説いたします。

第3 大量保有報告書等の提出が必要となる事由に関する改正

1 共同保有者に関する協働エンゲージメントの特例

現行法では、保有者が他の保有者との間で株主権共同行使の合意をしている場合には、当該他の保有者は例外なく第2の2で前述の実質共同保有者に該当します(法27条の23第5項)。

もっとも、これにより複数の機関投資家が協働して個別の企業に対して対話を行う協働エンゲージメントに対する萎縮効果が生じているとの指摘がされていました^{注5}。

そこで、今回の改正により、株主権共同行使の合意に係る実質共同保有者のうち、議決権の共同行使の合意に係る実質共同保有者については、以下の①から③までの全ての要件を満たす場合^{注6}には、当該他の保有者は実質共同保有者に該当しないという特例(以下「本特例」といいます。)が新設されました(改正後の法(以下「改正法」といいます。))27条の23第5項)。

①当該保有者及び他の保有者が改正後の府令(以下「改正府令」といいます。)で定める者であること。

②共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的としないこと。

③個別の権利行使ごとの合意として改正後の令(以下「改正令」といいます。)で定めるものに該当すること。

以下では、それぞれの内容についても簡単に解説いたします。

(1) 保有者の属性(要件①)

本特例を利用可能な者は、証券会社、投資運用業者、銀行、信託会社及び保険会社等に限定されています(改正府令5条の2の2)。

また、本特例を利用するためには、合意の当事者全員が本特例を利用可能な者のいずれかに該当する必要があるとされています^{注7}。

(2) 合意の目的(要件②)

「合意の目的」とは、(i)共同して重要提案行為等を行うことが明示的に合意の対象に含まれる場面だけではなく、(ii)共同して重要提案行為等を行うことが合意の前提となっている場面や、(iii)共同して重要提案行為等を行うために当該合意をしたという背景がある場面も含まれるとされています^{注8}。

なお、重要提案行為等の共同提案に係る株主提案について、共同して賛成の議決権行使をする旨の合意をした場合には、

^{注4} 横山亜希子=澤村泰行=坂部裕哉「証券取引等監視委員会における大量保有報告制度違反事案への対応について(「令和5事務年度 開示検査事例集」より)」旬刊商事法務2375号(2024年)32頁。

^{注5} TOB・大最保有報告制度WG報告13頁。

^{注6} ②及び③の要件に該当しない場合、本特例の適用対象とならないのは、そのような場合には経営に対する影響力を増幅させるような態様の合意が存在するためであるとされています(野崎彰=谷口達哉=松井章=上久保知優=小出成泰「大量保有報告制度に係る金融商品取引法等の改正」旬刊商事法務2364号(2024年)11頁~12頁。)

^{注7} 金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(大量保有報告制度関連)」(2025年7月4日)(以下「パブコメ回答」といいます。)
No.3、No.4。

^{注8} 金融庁「大量保有報告制度における『重要提案行為等』・『共同保有者』に関する法令・Q&A等の整理~機関投資家と投資先企業の建設的な対話に向けて~」(2025年8月26日)14頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のお受け付け頂ければと存じます。

通常、共同して重要提案行為等を行うことが合意の前提となっていると評価することができ、要件②を満たさないとされています^{注)9}。

(3) 合意の個別性(要件③)

③の要件については、以下の(i)から(iii)までの要件を全て満たすことが必要とされています(改正令14条の6の3)。

- (i)発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であること。
- (ii)合意の対象とする議案を他の議案と明確に区別できるよう特定すること。
- (iii)当該議案に対する賛否を定めて、当該議案について共同して議決権を行使することを内容とすること。

2 重要提案行為等の範囲の見直し

現行法でも改正法でも、金融商品取引業者等が第2の1で前述の特例報告制度を利用するための要件の一つとして、重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としなことが求められています(法及び改正法27条の26第1項)。これに関連して、現行法の重要提案行為等の範囲が不明確・広範であるとの指摘^{注)10}を受けて、今回の改正で、重要提案行為等の範囲の明確化・限定が行われました。

具体的には、重要提案行為等とは、以下の①から③までの全ての要件を満たす行為を指すと考えられていますが^{注)11}、②及び③の要件に関する法令や解釈に変更が加えられました。

- ①発行者(又はその子会社)に対する提案行為であること。

^{注)9} バブコメ回答No.12、No.13。

^{注)10} TOB・大最保有報告制度WG報告12頁、及びバブコメ回答No.45。

^{注)11} Q&A問36。

^{注)12} 同上。

- ②提案内容が令(及び改正令)14条の8の2第1項各号に掲げる事項(以下「列挙事項」といいます。)に該当すること。

- ③提案行為が発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼすことを目的とすること。

以下では、②及び③の要件についての変更事項を解説いたします。

(1) 列挙事項(要件②)

現行令の列挙事項としては、代表取締役の選定又は解職、支配人その他の重要な使用人の選任又は解任、支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止が挙げられていました(令14条の8の2第1項3号、5号及び6号)。もっとも、これらは、改正令では、代表取締役若しくは代表執行役の選定若しくは解職又は執行役員の選任若しくは解任、特定の者の役員への選任という形に修正されました(改正令14条の8の2第1項3号及び4号)。また、改正令では、発行者以外の者による支配権の取得(発行者以外の者による株券等の取得であって、取得後に取得者がみなし共同保有者と合わせて50%超の議決権を所有することになるものを意味します。)も列挙事項に追加されました(改正令14条の8の2第1項12号、改正府令16条4号)。

(2) 目的要件(要件③)

目的要件に関しては、以下のとおり、列挙事項が2つのカテゴリーに分類され、それぞれに異なる規律が適用されることとなりました^{注)12}。

まず、列挙事項のうち、相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が高い事項の提案については、発行者との対話の場で行うものであっても、③の要件に該当する可能性が高いとされています。

これに対して、相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の程度が高い事項以外の列挙事項については、相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が低い事項とされ、当該提案の採否を発行者の経営陣の自律的な決定に委ねない方法・態様により提案を行う場合でない限り、③の要件に該当する可能性は低くなるとされています。なお、ここでいう当該提案の採否を経営陣の自律的な決定に委ねない方法・態

様には、(a)株主提案権の行使による場合、(b)発行者の同意を得ることなく提案内容を公表する場合(いわゆるキャンペーン)、(c)提案内容を実行しない場合には株主提案権の行使、キャンペーンや委任状勧誘を行うことを示唆して提案を行う場合であれば、通常は該当するとされています。

これらを図として整理すると、以下のような形となります。

	(i)(ii) 政府令列挙事項の提案	(iii) 目的要件該当性	重要提案行為等該当性
経営への影響度が相対的に <u>高い</u> 事項	<ul style="list-style-type: none"> ●代表取締役の選定・解職 ●自らが指名する役員の選任 ●吸収合併(吸収合併消滅会社となるもの)、株式交換(株式交換完全子会社となるもの)、主要な事業の会社分割 ●主な事業の譲渡・休廃止 ●第三者による買収 ●解散 ●倒産手続開始の申し立て 	態様を問わず、通常、目的要件を充足	「重要提案行為等」に該当
経営への影響度が相対的に <u>低い</u> 事項	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な財産の処分・譲受け ●多額の借財 ●役員構成の重要な変更 ●株式交換・株式移転・会社分割・合併(上記を除く) ●事業の譲渡・譲受け・休廃止(上記を除く) ●配当方針の重要な変更 ●増資・減資方針の重要な変更 ●上場・上場廃止 ●資本政策の方針の重要な変更 	経営陣の自律的な決定にゆだねない態様(例:株主提案等)による場合に限り、目的要件を充足 経営陣の自律的な決定にゆだねない態様によらない場合、目的要件を充足しない	「重要提案行為等」に該当 「重要提案行為等」に該当しない
その他	上記以外の事項	目的を問わない	「重要提案行為等」に該当しない

※新谷亜紀子=金子慧史=上久保知優=福田輝人「大量保有報告制度の見直しに係る政令・内閣府令等の改正等の解説」旬刊商事法務2403号(2025年)47頁より抜粋。

3 現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引に關する規定の整備

エクイティ・デリバティブ取引とは、株券等を原資産とし、当該株券等から生じる経済的な損益のみを一方当事者に帰属させるデリバティブ取引をいいます。現行法では、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引のロングポジションを保有

するのみでは、原則として大量保有報告制度の適用対象にはならないと整理されています^{注)13}。もっとも、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引であっても、潜在的に経営に対する影響力を有していると評価できるもの等が存在するとの

^{注)13} 金融庁「株券等の大量保有報告に関するQ&A」(2021年3月1日)問14参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

指摘^注14を受けて、改正後は、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引のロングポジションの保有者のうち、以下の①から③のいずれかに該当する者は、大量保有報告制度上の「保有者」に該当することとされました(改正法27条の23第3項3号、改正令14条の6第2項)。

- ①デリバティブ取引の相手方から株券等を取得する目的を有する者。
- ②発行者に対してデリバティブ取引に係る権利を有することを示して重要提案行為等を行う目的を有する者。
- ③デリバティブ取引の相手方が保有する議決権の行使に影響を及ぼす目的を有する者。

4 みなし共同保有者の範囲の見直し

第2の2で前述のとおり、実質共同保有者に該当するか否かは合意の有無によって判断されることとなりますが、当該合意については立証が容易ではないとの指摘がされていました^注15。そこで、かかる立証の困難性の問題を解決し、大量保有報告制度の実効性を確保するために、今回の改正により、みなし共同保有者の範囲が広がります。具体的には、以下の①から⑤のタイプの者が、新たにみなし共同保有者に含まれることとなります(改正令14条の7第1項3号、改正府令5条の3)。

- ①会社と代表者等^注16
- ②代表者等が同一の会社同士
- ③株券等の取得を要請して当該株券等の取得資金を供与した者^注17と資金の供与を受けた者^注18
- ④株券等の取得を要請した者と当該要請者に譲渡する目的で株券等を取得した者^注19
- ⑤重要提案行為等を要請した者と当該要請に基づいて重要提案行為等を行った者

他方で、近時の家族関係の変化等を踏まえて、親族関係があることのみでは共同して議決権行使等を行う蓋然性が高

いと評価し得ない場面もあると考えられることから、公開買付制度における形式的特別関係者の範囲が再整理されたこと^注20に伴って^注21、大量保有報告制度におけるみなし共同保有者の範囲についても再整理が行われ、夫婦関係はみなし共同保有者の基礎となる関係性から削除されました(令14条の7第1項1号、2項)。

5 取得請求権付株式等の換算方法の変更

現行法及び府令上、株券等保有割合の算出に際して、新株予約権証券等のいわゆる潜在株式については、その行使により取得される株式数を分子として取り扱うこととされています(府令5条1項)、株券については、仮に当該株券が他の株式に転換されることが想定される場合(取得請求権付株式及び取得条項付株式)であっても、当該株券そのもの(すなわち取得請求権付株式及び取得条項付株式)の数を分子として取り扱うこととされています(法27条の23第4項)。

もっとも、大量保有報告制度が、経営に対する影響力に着目

^注14 TOB・大最保有報告制度WG報告14頁。

^注15 同上。

^注16 「代表者等」とは、会社を代表する役員及び会社による株券等の取得・処分・管理に係る業務を執行する役員をいい、会社に対しこれらの役員と同等以上の支配力を有すると認められる者も含むとされています(改正府令5条の3第2号)。

^注17 金融機関等から株式の取得資金の融資を受ける際に、契約上、当該融資に係る資金の用途が株式の取得に限定される場合がありますが、このことをもって、直ちに金融機関等が借主に対して株券等の取得を要請して当該株券等の取得資金を供与した者に該当するものではないとされています(パブコメ回答No.103、No.104。)

^注18 ③のみなし共同保有者となった場合、法文上、被供与者が供与を受けた資金を充てて取得した株券等に限らず、被供与者がもともと保有していた株券等があればそれも含めて、被供与者の保有分全体が供与者の保有分に合算されることになると解される点には留意が必要です(石綿学=越智晋平「新しい大量保有報告制度—政府令等の改正を踏まえ」旬刊商事法務2404号(2025年)18頁。)

^注19 ④のみなし共同保有者となった場合も、法文上、被要請者が要請に応じて取得した株券等に限らず、被要請者がもともと保有していた株券等があればそれも含めて、被要請者の保有分全体が要請者の保有分に合算されることになると解される点には留意が必要です(石綿学=前掲注)18、18頁。)

^注20 野崎彰=谷口達哉=松井章=上久保知優=小出成泰「公開買付制度に係る金融商品取引法等の改正」旬刊商事法務2363号(2024年)15頁。

^注21 野崎ほか=前掲注)6、12頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

して大量保有者に情報開示を求める制度である点を重視すれば、取得請求権付株式や取得条項付株式がより多くの株式に転換される場合には、当該転換後の株式の数を基準として、大量保有報告書等の提出義務を判定することが適切であるといえます^{注)22}。

そこで、改正府令では、新たに、取得請求権付株式及び取得条項付株式について、転換後の議決権数が転換前の議決権数よりも多い場合には、転換前の時点でも、転換後の株式数を株券等保有割合の算出の際の分子とすることとされました(改正府令5条1項2号)。

第4 大量保有報告書等の記載事項に関する改正

現行の大量保有報告制度では、大量保有報告書等の「保有目的」欄や「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄で記載すべき内容が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載振りがまちまちとなっているとの指摘や、実際に大量保有報告書等に記載されている情報が市場の公正性、透明性の観点から見ると必ずしも十分ではないことから、より情報開示を充実すべきとの指摘を踏まえ^{注)23}、今回の改正では、これらの記載欄の記載事項の明確化等も行われています。

改正後に記載すべき事項の具体的な内容については、改正府令第1号様式をご参照ください。

第5 施行日に必要な対応(経過措置)

今回の改正に伴い、第3で前述のとおり、みなし共同保有者の範囲や株券等保有割合の算定方法等が変更されることとなりますが、現行の大量保有報告制度に基づき算出される株券等保有割合と改正後の大量保有報告制度に基づき算出される株券等保有割合の差については、原則として、2026年5月1日にその差に相当する株券等保有割合の増減が生じたものとみなされます(本法附則5条、改正府令附則4条)。したがって、金融商品取引所に上場されている株券等を取り扱われている皆様におかれましては、株券等の取得や処分を行っていない場合であっても、同日に大量保有報告書や変更報告書の提出義務が生じ、5営業日以内に(すなわち2026年5月13日までに)これらを提出しなければならない可能性がある点にご留意ください。

^{注)22} 野崎ほか・前掲注)6、13頁～14頁。

^{注)23} 新谷亜紀子＝金子慧史＝上久保知優＝福田輝人「大量保有報告制度の見直しに係る政令・内閣府令等の改正等の解説」旬刊商事法務2403号(2025年)50頁、及びパブコム回答No.125、No.157。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第6 おわりに

大量保有報告書等については、公開買付届出書と異なり、事前に財務局の審査が行われるわけではありません。したがって、今回の改正により一部明確化が図られたものの、その記載振り等については、提出者に委ねられている部分が依然として小さくないといえますので、今回の改正を踏まえて、実務がどのような動きを見せるかは注目に値します。

なお、今回の改正では、第2の3で前述の大量保有報告書等の提出義務違反に対する制裁に関する改正は実施されませんでした。もっとも、2025年12月26日付け金融審議会市場制度ワーキング・グループ報告の6頁～7頁では、大量保有報告書等の不提出については課徴金の対象を抑止力をより高めるべき違反行為に限定した上で、大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載に係る課徴金の水準を引き上げることなどによって、その抑止力を高めることが適当であるとされています。加えて、法制審議会・会社法制(株式・株主総会等関係)部会における会社法制の見直しの議論の中でも、株券等の発行会社が大量保有報告書等を提出しない違反者に対して議決権停止の通知をしたときから一定期間を経過したときには、当該違反者が保有する株式は議決権を有しないこととする案等について議論がされており注)24、今後、そのような形での改正が実施される可能性も否定できません。

大量保有報告制度に関する今回の改正を受けた実務の変動及び今後の改正の動向については、引き続き注視すべきと考えられます。

以上

注)24 法制審議会・会社法制(株式・株主総会等関係)部会第7回会議(2025年10月29日)議事録参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【インドネシア法】

インドネシア企業規制 アップデート2026: 新たな行政規制と コンプライアンス手続



大江橋法律事務所 弁護士
／ニューヨーク州弁護士

逢見 昂平

▶ PROFILE

kohei.omi@ohebash.com



Maramis Purba
Santi Singara法律事務所
／アソシエイト弁護士

Amanda Christie



Maramis Purba
Santi Singara法律事務所
／パートナー弁護士

Julius Singara

第1 はじめに

インドネシアは、日本企業にとって、東南アジアにおける魅力的な投資先の一つとしての地位を確立し続けています。インドネシアは、現在、2億8,000万人を超える人口を有し、2045年には人口が3億2,400万人以上に達するとの予測もあり、多様な経済分野において大きな市場機会を提供しています。この人口構成上の優位性は、急速なデジタル変革、インフラ整備、政府主導の経済改革と相まって、今後数年間の消費者需要を牽引すると予想されます。これにより、事業主体が市場シェアを拡大・獲得する余地が十分に確保され、長期的な成長を求める国内外の投資家にとって、インドネシアは、戦略的な投資先としての地位を確実にしていると考えられます。

しかしながら、こうした経済的機会と並行して、インドネシアの規制環境は急速に変化を続けています。インドネシアで事業を展開する企業は、特にコーポレートガバナンス、ライセンス、法的責任に影響を与える新規法令への遵守を確実にするため、常に注意を払う必要があります。インドネシアの有限責任会社 (*perseroan terbatas*、以下、単に「会社」といいます。) に重大な影響を与える直近の法改正として、以下の4点が挙げられます。

- 一般法務総局 (Ditjen AHU) が管理する法人管理システム (*Sistem Administrasi Badan Hukum*、以下「SABH」といいます。) における実質的な検証手続の導入。
- インドネシア標準産業分類に係る中央統計局規則2025年7号に基づく、更新版インドネシア標準産業分類 (KBLI

2025) の制定。

- 有限責任会社の設立、変更及び解散に関する要件及び手続に係る法務大臣令2025年49号 (以下、単に「法務大臣令2025年49号」といいます。) の制定。
- 刑法に関する2023年法律1号の施行。

これらの法改正は、インドネシアの企業法務環境における大きな転換点となります。各企業は、産業分類やライセンス要件といった行政上のコンプライアンス遵守に注視するだけでなく、潜在的な刑事責任リスクを軽減するため、内部統制の強化も図らなければなりません。本ニュースレターでは、上記4つの法改正の概要を解説するとともに、インドネシアで事業を展開する企業が講じるべきコンプライアンス遵守のための対策について取り上げます。

第2 新たなAHU検証手続

1 総論

SABHは、法務省が運営する公式電子プラットフォームとして機能しており、企業はこれを通じて設立登録や法人の変更届出を行っています。従来、SABHを通じた手続は、比較的形式的なものとして機能していましたが、一般法務総局は、2025年10月27日より実質的な検証手続を導入しました。この実質的な検証手続は、現在、特に(i)取締役会 (BOD) 及びコミサリス会 (BOC) の変更、(ii)株式譲渡による持株比率の変更、(iii)株主の身元又は氏名変更に適用されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 「一人一メールアドレス」ポリシー

上記の新制度においては、各株主、取締役、コミサリスは、SABHデータベースに有効かつ各自固有のメールアドレスを登録することが求められます。重要な点として、重複する又は共有のメールアドレスの使用(例えば、複数の取締役において、同一の管理用メールアドレスを使用している場合等)は、今後一切認められません。仮に既存の会社情報がこの要件を満たしていない場合、会社は公正証書及びSABHへの提出を進める前に、関連する連絡先情報を更新しなければなりません。

3 新たな検証ワークフローとリスク

株主は、法務省が(株主総会決議を記載した公正証書の受領後自動的に)全株主へ送信する確認メールの受領後、通常7日以内に変更内容を確認する必要があります。仮に株主による確認が期限までになされない場合、手続は自動的に取り消され、会社は手続を最初からやり直さなければなりません。株主による確認後、法務省による実質審査には7~14営業日を要するとされています。技術上の問題から、海外からの検証リンクへのアクセスは困難を伴うことが多いため、法務省は、検証リンクの期限切れを防ぐため、インドネシア国内に設定されたVPNの使用を推奨しています。さらに、本プロセスではより厳格な証拠基準が求められ、記録された変更内容を裏付けるため、実質的所有者(Beneficial Owner)の宣誓書、株主データ確認書、関連取引証書(例:株式譲渡契約書)等のアップロードが必要となります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 KBLI 2025の実施:産業分類の義務的調整

1 KBLI 2020からKBLI 2025への移行

インドネシア標準産業分類(KBLI)は、インドネシアにおけるビジネスライセンスの基本的な機能を有し、会社の定款に記載される具体的な事業コードと、事業識別番号(Nomor Induk Berusaha、以下「NIB」といいます。)の発行を決定するものです。急速な経済変化、特にデジタル分野の変化に対応するため、政府は2025年12月18日、インドネシア標準産業分類に係る中央統計局規則2025年7号に基づく、更新版インドネシア標準産業分類(以下「KBLI 2025」といいます。)を制定し、従来のKBLI 2020を廃止・置き換えました。KBLI 2025では、分類セクターが21カテゴリーから22カテゴリーに拡大され、技術セクターにおいて、カテゴリーJ(出版、放送、コンテンツ制作・流通活動を対象)、及び、カテゴリーK(電気通信、コンピュータプログラミング、コンピューティングインフラ、その他の情報サービス活動を対象)が導入されました。

2 遵守期限は2026年6月18日

既存のKBLI 2020を使用している全ての事業者は、中央統計局規則2025年7号5条に基づき、同規則施行後6ヶ月以内に、事業活動分類をKBLI 2025に準拠するよう調整又は更新する必要があります。そして、上記規則は2025年12月18日に施行されたため、遵守期限は2026年6月18日となります。仮に当該期限までに上記調整が完了しない場合、新規ライセンスの処理、輸入承認又は税務申告に停滞が生じる可能性がありますので、留意が必要です。

3 必要なコーポレートアクション(自動的な調整は行われません)

企業のKBLI分類は、一般的には定款3条に記載される登録目的及び事業目的の一部を構成するため、上記2の調整のためには、定款3条の改正が必要となります。すなわち、定款変更が株主総会で承認された後、SABHシステムを通じて法務大臣に提出され、承認を得なければなりません。このため、上記調整は、Online Single Submission(OSS)システム内での単なる行政上のアップデートに留まらず、会社の定款及び登録事業範囲に影響を与えるコーポレートアクションとなります。

4 戦略的提言

厳格な期限と手続上の複雑性を踏まえ、各企業は速やかに対応方針の検討を開始することが強く推奨されます。すなわち、各企業は対応するKBLI 2025コードを特定し、必要な改正計画を策定すべきであり、効率性と費用対効果を確保するため、本議題を次回定時株主総会(AGMS)の議題に含めることを推奨いたします(後記第4も併せてご参照ください)。これは、KBLIの改正を財務諸表の年次承認と併せて行うことで、別途の臨時株主総会(EGMS)の開催を回避できるためですが、当該アプローチには事前の準備が不可欠です。KBLIの改正手続は強化されたSABHによるAHU検証手続(前記第2を参照ください。)の対象となるため、株主によるメール確認の遅延が生じた場合、意図せず定時株主総会全体のスケジュールに影響を及ぼす可能性があるためです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第4 定時株主総会(AGMS)の義務的報告

1 新たな「二段階期限」のコンプライアンス体制

KBLI 2025の実施及びSABHシステム下での強化された検証手続に加え、法務大臣令2025年49号は定時株主総会に関するより厳格なガバナンス体制を導入しています。インドネシア会社法では従来より、取締役会が会計年度終了後6ヶ月以内に年次報告書を定時株主総会に提出することを義務付けておりましたが、上記法務大臣令では年次報告書の報告義務が追加されました。すなわち、法務大臣令2025年49号16条2項及び3項により、年次報告書の株主総会での承認に際して、以下の手続を経る必要があります。

- 年次報告書(及び財務諸表)を承認する定時株主総会の決議は、公正証書に明示的に記載されなければなりません。
- 当該公正証書は、署名後30日以内にSABH経由で法務省に提出されなければなりません。

2 行政制裁としてのアクセス遮断

各企業は、法務大臣令2025年49号17条及び18条に規定された制裁措置に細心の注意を払う必要があります。すなわち、30日間の報告期間内に上記1の定時株主総会での承認決議を報告しなかった場合、法務省から書面による警告が発せられます。警告から30日以内にこの違反を是正しない場合、法務省はSABHシステムへのアクセス遮断(*pemblokiran akses*)という行政制裁を課します。この遮断により、年次報告書が提出され遮断が解除されるまで、会社の今後のあらゆる法人変更(取締役の変更、増資等)を処理する能力が事実上凍結されることとなります。

第5 法人に対する新たな刑法

1 「個人」から「法人」へ

2023年1月2日、刑法に関する2023年法律1号（以下「新刑法」といいます。）が制定され、同法は2026年1月2日に施行されました。本法はオランダ統治時代の刑法に代替し、法人の刑事責任を明示的に規定するという重要な法改正を伴っています。従来、刑法上の故意は主に「誰であれ」（*barang siapa*）という用語に結び付けられており、これは主に自然人を指すと解釈されていました。新刑法では「あらゆる者」（*Setiap Orang*）に法人を含むことを明示的に示しています。これにより、会社は刑法上の犯罪の直接の主体となり、取締役に加えて、又は取締役に代わって訴追や制裁の対象となり得ます。

2 責任の範囲（取締役の行為だけではありません）

新刑法45条及び46条に基づき、法人は以下の者による犯罪行為について責任を問われる可能性があります。

- 職務上の地位：取締役、監査役、その他の主要な管理職
- 雇用関係：法人を代表して行動する従業員
- 支配者及び実質的所有者：この点に関連する重要な点として、法的な枠組みの外部の者で実質的に会社を支配する者にも責任が及ぶことが挙げられます。これは法人格の否認を意味し、犯罪行為を指示した場合、外国の親会社や最終的な実質的所有者にもその責任が及ぶ可能性があります。

3 「法人過失」基準（48条）

具体的には、新刑法48条に基づき、以下の基準を満たす犯罪行為について法人が刑事責任を問われる可能性があります。

- ①当該行為が法人の事業活動又は業務遂行の過程において行われた場合
- ②当該行為が法人に不法な利益又は便益をもたらす場合
- ③当該行為が法人の方針として容認されている場合
- ④当該法人が予防措置を講じず、より重大な影響を防止せず、又は適用される法規定の遵守を確保しなかった場合
- ⑤当該法人が当該犯罪行為の発生を容認した場合

これらの基準により、法人の刑事責任は直接的な関与だけでなく、法人の監督、コンプライアンス、ガバナンスにおける不備からも生じ得るということが明確となっています。

4 新たな制裁制度（罰金と法人格消滅）

(1) 総論

新刑法56条に基づき、法人を起訴する際に考慮すべき要素が定められており、これには以下が含まれます。

- ①生じた損失又は影響の程度
- ②経営陣、指示者、支配者、実質的所有者の関与の程度
- ③犯罪の継続期間
- ④犯罪の性質及び形態
- ⑤公務員の関与の有無
- ⑥適用される法的・社会的価値観
- ⑦法人のコンプライアンス実績
- ⑧制裁が当該法人に与える影響
- ⑨調査及び起訴過程における当該法人の協力姿勢

新刑法は、法人制裁について体系的な枠組みを導入しており、主要制裁、追加制裁及び措置 (*tindakan*) の3つの制裁に

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

分類されます。

(2) 主要制裁

犯罪の重大性に応じて、科される可能性のある罰金は以下のとおりです(121条)。

- カテゴリーⅣ(最低2億ルピア):基本罰金
- カテゴリーⅥ(最高20億ルピア):7年未満の懲役刑に処せられる犯罪
- カテゴリーⅦ(最高50億ルピア):7年~15年の懲役刑に処せられる犯罪
- カテゴリーⅧ(最高500億ルピア):重大犯罪(死刑・無期懲役に相当する犯罪)

(3) 追加制裁

罰金に加え、新刑法では法人運営に重大な影響を及ぼす可能性のある追加制裁も規定されています(120条)。

- 損害賠償の支払い
- 犯罪の結果に対する是正措置
- 怠った義務の履行
- 慣習上の義務の履行
- 職業訓練の資金提供
- 犯罪行為から得られた物品又は収益の没収
- 裁判所の判決の公表
- ビジネスライセンスの取消し
- 特定活動の実施禁止
- 法人における事業所及び／又は事業活動の全部又は一部の閉鎖
- 法人の事業活動の全部又は一部の停止
- 法人の解散

(4) 措置(tindakan)

刑事上の「制裁」とは区別され、新刑法は、法令を遵守しない法人の経営に介入するための特定の「措置」(tindakan)を政府が講じることを認めています。新刑法123条に基づき、これらの措置は、法人接收、監督下への転換及び後見下への転換となります。

(5) 小括

新刑法124条では、上記の制裁及び措置を実行するための具体的な手続は、別途の政府規則(Peraturan Pemerintah)で規定されることとされています。したがって、政府による法人接收の脅威が現在では法律上認められているものの、具体的な実施方法(例えば、監督者は誰が務めるか、監督期間はどのくらいか等)については、今後公布される施行規則を待つ必要があります。

5 コンプライアンスに関する行動要請

新刑法の施行により、企業は、「個人責任」という盾を失い、犯罪行為を「不正な従業員」のせいにするのはもはやできません。このような拡大したリスク(特に123条に基づく国家措置の脅威)を軽減するためには、行動規範を単に備えているだけでは不十分であり、コンプライアンス体制を積極的に導入し、監視し、徹底させる必要があります。こうした「予防措置」の証明が、新制度下における法人の刑事責任に対する重要な防御手段となると考えられます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第6 結語

以上でご説明した4つの法改正は、いずれもインドネシアで事業を展開する企業にとって重大な影響を及ぼすものであり、変化する法的枠組みへのコンプライアンス確保に向け、積極的な対策を講じる必要があります。

特に、KBLI 2025の実施に伴い、企業は事業活動分類を整合させ、2026年6月18日までに定款変更等の対応を行う必要がありますので、留意が必要です。

また、新刑法による処罰という潜在的なリスクを軽減するためには、内部統制構造、コンプライアンスプログラム、リスク管理方針の再評価が強く推奨されます。これらの変化に効果的に対応し、インドネシアにおける長期的な事業運営を確保するためには、事前の準備、規制動向の積極的なモニタリング等のために弁護士や公証人との緊密な連携が不可欠となると考えられます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【香港 民事訴訟法】

香港における 民事判決の 強制執行措置



大江橋法律事務所 外国弁護士
錢 家傑

▶ PROFILE

chin.kakit@ohebashi.com

第1 はじめに

商業活動を行う限り、取引先との紛争に巻き込まれることはほぼ不可避です。先方が契約違反をし、再三の催促にもかかわらず是正されない場合は、裁判所で訴訟を提起し、契約責任の履行や金銭の支払を請求するしかありません。また、契約に仲裁条項が含まれている場合は、その合意に従って仲裁を申し立てることになります。

訴訟でも仲裁でも、特に国際的要素を伴う紛争において、判決を取得するまでには多大な時間と費用を要します。訴訟等を提起するかしないかを判断する際、費用の見積りまたは勝訴の見込みについて気になるのは当然ですが、判決の執行方法についても気を付けなければなりません。実際に執行できない勝訴の判決は、紙上の勝利に過ぎず、労力と金銭の無駄になってしまうからです。

本稿では、香港において資産を保有している（または資産を保有していると思われる）敗訴者に対し、現地で民事判決を強制執行するための主要な手段を紹介します。

第2 判決債権の確立

強制執行の前提として、香港の裁判所において判決債権（judgment debt）を確立することが必要です。最も直接的な方法は、香港の裁判所で訴訟を提起することです。HK\$3,000,000を超える請求は高等裁判所（High Court）の第一審裁判所（Court of First Instance）、それ以外の請求は地方裁判所（District Court）の管轄に属します^注。裁判所から取得した判決は、敗訴者が控訴しているとしても、執行停止を命じられていない限り、判決債権として強制執行することが可能です。

また、外国の裁判所で訴訟を提起して得られた判決は、香港で登録することで、強制執行することが可能です。外国判決（相互執行）条例（Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Ordinance, Cap. 319）は、指定国の判決の登録に関する簡易制度を設けています。しかしながら、日本は当該制度下の指定国ではないため、日本の裁判所で取得した判決は、香港の裁判所で債務として新規に請求し、判決債権を確立する必要があります。

さらに、契約条件によっては、紛争を仲裁により解決する場合があります。香港の仲裁判断は、当然に香港で執行可能

注 請求額がHK\$100,000以下の少額紛争は、少額債権裁判所（Small Claims Tribunal）の管轄に属しますが、同裁判所の管轄上限が低額であること、ならびに原則として訴訟代理人の関与が認められていない点に照らし、本稿の検討対象外としています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

です。外国仲裁判断の承認および執行に関する条約(通称「ニューヨーク条約」)の締約国である日本の仲裁判断も、仲裁条例(Arbitration Ordinance, Cap. 609)87条に基づき、判決金額を問わず高等裁判所の第一審裁判所における申立により、強制執行の許可を取得できます。執行許可の申立は、相手方に通知せず(ex-parte)に行われるため、比較的迅速に進むことが期待できます。したがって、香港の取引先と契約を締結する際には、紛争解決条項について、契約書作成の段階で慎重に検討することが必要です。

第3 債務者の資産の特定

判決債権を確立した後、債務者の資産に対して強制執行するためには、まず債務者の資産を特定することが最も重要です。また、債務者による資産散逸のリスクが実在する場合は、資産保全目的で仮差押え(Mareva injunction)請求も検討に値します。

債務者が上場企業の場合は、継続的な開示義務により公開される年次報告書、中間報告書、プレスリリース等から、有用な情報を得られることがある一方、債務者が非公開会社や個人の場合は、契約締結前に、資産の所在に関する財務デューデリジェンスを行うことが推奨されます。このような情報を把握していないまま、紛争が発生してしまった場合は、判決を取得した後に、高等裁判所規則(Rules of the High Court, Cap. 4A)または地方裁判所規則(Rules of the District Court, Cap. 336H)(以下「裁判所規則」と総称します。)48条もしくは49B条に基づき、債務者(債務者が法人であればその役員等)を出廷させ、宣誓の上で情報開示を強制することができます。これを拒否する債務者(またはその役員等)は、罰金や禁錮刑に処されることがあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第4 執行手段

資産は大別して**1**不動産、**2**動産、**3**債権に分類され、それぞれの執行手段が異なります。

1 不動産:担保設定命令(Charging Order)

債務者が香港で土地等の不動産を所有している場合、裁判所規則50条に基づき、担保設定命令を取得し、不動産を売却してその代金を債務に充当できます。手続は以下の3段階があります。

ステップ1:暫定担保設定命令(Charging Order Nisi)

債権者の一方的な(ex-parte)申立により、裁判所が担保設定の暫定命令を発行し、期日(return date)を指定します。暫定命令取得後1か月以内に、土地登記所(Land Registry)に登録することで、暫定命令取得時点に遡って善意の第三者に対する担保優先権が確保されます。

ステップ2:確定担保設定命令(Charging Order Absolute)

暫定命令が債務者に送達された後、裁判所が指定した期日に、債務者や利害関係者の異議を聴取した上で、担保設定命令を確定するか判断されます。暫定命令と同様に、確定命令取得後1か月以内に土地登記所に登録することが推奨されます。

ステップ3:占有命令(Order for Possession) および 売却命令(Order for Sale)

担保が設定されたにもかかわらず、債務者が支払を怠る場合、債権者は物件の占有および売却を申請できます。裁判所は、債権者が提出した評価報告書に基づき、売却方法や価格を決定します。

債務者が占有命令を無視する場合、裁判所の執行官 (bailliff) の支援を要請することが可能です。債権者は占有令状 (Writ of Possession) を申請すると、執行官とともに物件を訪問し、占有令状を送達し、7日後に再訪する旨を伝えます。再訪の際に債務者が退去しないまたは不在の場合、3回目の訪問の日時を通知します。3回目の訪問時には、執行官は鍵屋を連れて行き、物件に強制的に立ち入り、債権者に引き渡します。物件売却後の代金は、判決債務および執行にかかる諸費用に充当された後に残高がある場合は、債務者に返還されます。

2 動産：執行令状 (Writ of Fieri Facias)

債務者が香港で事業を営み、商品等の動産を所有している場合、裁判所規則50条に基づき、執行令状を申請できます。手続は以下の3段階に分けられます。

ステップ1: 執行令状の発行

裁判所の登記官に申請書および判決書の写しを提出し、執行令状が発行されると、執行官の協力を得られます。執行官のサービスは有料となり、債権者は事前に裁判所にデポジットを支払う必要があります。

ステップ2: 押収

債権者は執行官とともに債務者の事業所へ同行し、商品等を押収し、押収物品目録を作成し、警備員に預けます。警備員の手配は、債権者自身で行うことが一般的ですが、手数料を支払って執行官に依頼することも可能です。

ステップ3: 売却

債務者には5営業日の猶予期間が与えられます。この期間内に支払がなされない場合、押収された物品は公売または裁

判所が認める方法で売却され、その代金は債務および執行費用に充当されます。

3 債権：第三者債務差押命令 (Garnishee Order)

債権者の銀行預金や給与等の第三者債権に関しては、第三者債務差押命令を取得することで、銀行や雇用主等の第三者債務者から直接に債務を回収できます。手続は担保設定命令と同様の手続で行われます。

ステップ1: 暫定差押命令 (Garnishee Order Nisi)

債権者の一方的な申立により、第三者債務の詳細 (例えば、銀行預金の場合は銀行名、口座番号等) を説明し、暫定差押命令が発行されると、裁判所は期日を指定します。

ステップ2: 確定差押命令 (Garnishee Order Absolute)

暫定命令が債務者と第三者債務者に送達された後、裁判所が指定した期日に、債務者と第三者債務者その他の利害関係者の異議を聴取した上で、担保設定命令を確定するか判断されます。

ステップ3: 第三者債権の回収

確定差押命令が第三者債務者に送達された後、債権者は債務者に代わって当該第三者債務者から第三者債権を直接回収し、それを原債務に充当できます。

第5 清算・破産申立

債務者の資産を特定できず、上記の手段を利用できない場合、法人債務者に対しては会社 (清算および雑則) 条例 (Companies (Winding Up and Miscellaneous Provisions))

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

Ordinance, Cap. 32)、個人債務者に対しては破産条例 (Bankruptcy Ordinance, Cap. 6)に基づき、債務者の清算・破産を請求できます。

理論上、判決債権を確立しなくても、清算・破産申立を行うことができます。ただし、債務者が誠実な争い (bona fide dispute) を主張した場合、申立が却下される可能性が高いため、判決債権を確立せずに進めるにはリスクがあります。

日本の制度とは異なり、香港で清算・破産申立を行うにあたり、債権者が債務者の資産の状況を調査する必要はありません。法定支払督促状 (statutory demand) を債務者に送達した後21日以内に、債務が弁済されない場合、債務超過と推定され、債権者は直ちに清算・破産手続を進めることができます。また、個人債務者に対する法定支払督促状の送達は、原則として本人への送達が必要ですが、送達回避の行為があるときは、新聞による公告での代替送達も認められます。法人債務者への送達は、登記住所の使用実態や督促状の受領実態を問わず、当該住所への送付だけで法的効力を有します。

このように債権者に対して非常に有利な仕組みとなっているところもありますが、清算・破産手続の短所としては、以下各点が挙げられます。

- 手続が長引く可能性があること：法定支払督促状が送達された後、清算・破産申立が始まる前に、債務者は裁判所で清算申立の差し止め (injunction) または法定支払督促状の取り消し (setting aside) の訴訟を提起することが可能です。
- 費用が高額であること：弁護士費用に加え、申立書提出前に、破産管理署 (Official Receiver's Office) へ保証金を納付する必要があります。また、申立書を2つの新

聞と官報に掲載する必要があり、新聞社と官報局の掲載料が発生します。さらに、清算・破産命令が下された後、清算人または破産管財人に債務者の資産状況を調査してもらえますが、その費用は債権者が立て替えることとなります。

- 時間がかかること：筆者が担当した事例では、2020年に清算命令が下されたものの、債権者への分配は2025年まで実施されませんでした。
- 回収率が不透明であること：清算・破産申立を行う前に債務者の資産状況を調査しなくてもよい反面、債務者に多数の債権者が存在し、回収率が低下する可能性は排除できません。

第6 おわりに

裁判や仲裁での勝訴は、法的権利の行使の始まりに過ぎません。香港における民事判決の強制執行には幅広い手段があり、資産の早期特定、判決後開示制度の活用など、効率のよい執行措置を講じることが、債権回収の達成につながります。

債務者の資産の性質や所在に応じて効果が異なるので、契約条件を交渉する際、訴訟と仲裁の選択、準拠法と裁判地の選定、契約作成段階での担保や財務情報の事前開示等について、将来の執行の便利性を向上させるため、戦略的な思考が不可欠です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。